

財 関 第 1 7 8 1 号  
令和元年12月27日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉

関税法基本通達の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を下記のとおり改正し、令和2年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。  
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正前	改正後
<p>第4章 保稅地域</p> <p>第3節 保稅蔵置場</p> <p>（保稅蔵置場に対する処分の基準等）</p> <p>48-1 保稅蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行うお うとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当で ないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらか じめ本省と協議する。</p> <p>(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分</p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>ハ 処分点数の算出方法</p> <p>処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合 計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2) イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。</p> <p>(イ)～(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、<u>10点</u>（当該非違 が関税等のは脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場 合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は<u>20点</u>） を加算する。</p> <p>(ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ) から(ハ)までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当 する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非 違の指摘をした後に申し出があった場合、過去にも同様の非違 が行われた場合その他減算することが適当でないとして認められる 場合を除く。</p> <p>(ホ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>別表1～別表3 (同左)</p>	<p>第4章 保稅地域</p> <p>第3節 保稅蔵置場</p> <p>（保稅蔵置場に対する処分の基準等）</p> <p>48-1 保稅蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行うお うとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当で ないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらか じめ本省と協議する。</p> <p>(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>ハ 処分点数の算出方法</p> <p>処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合 計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2) イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。</p> <p>(イ)～(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、<u>20点</u>（当該非違 が関税等のは脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場 合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は<u>40点</u>） を加算する。</p> <p>(ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ) から(ハ)までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当 する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非 違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが 適当でないとして認められる場合を除く。</p> <p>(ホ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>別表1～別表3 (省略)</p>

令和元年12月27日  
財務省関税局

「保税地域の被許可者に係る処分基準の改正について」に対する御意見募集の結果について

保税地域の被許可者に係る処分基準の改正について、令和元年9月2日（月）から令和元年10月1日（火）まで、ホームページ等を通じて御意見募集を行ったところ、12件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の受理状況、御意見の概要及び御意見に対する財務省関税局の考え方は次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

## 1. 実施方法

- (1) 募集期間 令和元年9月2日（月）から令和元年10月1日（火）まで
- (2) 告知の方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、郵送又はFAX

## 2. 御意見の概要及び御意見に対する財務省関税局の考え方

お寄せいただいた御意見の概要及びご意見に対する財務省関税局の考え方は別紙のとおりです。

なお、別紙に掲載の御意見以外のもの（4件）については、本件と関係しないものでした。

連絡・お問い合わせ先

財務省関税局 03-3581-4111（代表）

監視課 保税調査官、保税係（内線）2511、2513

別 紙

御意見の概要	御意見に対する財務省関税局の考え方
<p>改正内容は妥当。</p> <p>当該基準は企業倫理（コンプライアンス）という言葉自体が日本国内に浸透していない時代に制定された税関を代表する画期的なものとして評価。コンプライアンスが一般的になってきており処分基準を引き上げることは大事。</p> <p>保税地域と保税以外の地域との差別化を図り、保税という付加価値を高めてもらいたい。</p> <p>税関の業務が益々複雑化・多様化する現状において、保税という免許をもらった業者が企業倫理を厳守することは当然。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>令和2年1月1日以後の非違に適用するのか当該日以後の処分に適用するのかを明示すべき。</p> <p>当該日以後の処分に適用するのは遡及適用となり問題。同じ非違に対する処分の内容が、処分時点により異なるのは公平を欠く。</p>	<p>改正後の処分基準は当該通達改正の施行日以後に発生した非違に対して適用いたします。</p>
<p>改正内容に異議はない。</p> <p>法・保税蔵置場業務の遵守を考えれば、非違が故意に行われた場合の加算点数の引き上げはやむを得ない。</p> <p>影響を受ける項目・期間等を提示いただきたい。</p>	<p>関税法の規定に違反する行為がなされている以上、それに対して処分を検討しないことは適当でないと考えております。</p> <p>その上で、非違を申し出た場合や社内管理体制を改善する等した場合には点数を減算できる規定を設け、処分の軽減を図るところです。</p>
<p>過去に同様の非違が行われた場合、2分の1まで減算できることとし、過去に非違等が行われていない保税蔵置場については、被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合には、非違としない扱いとしていただきたい。</p> <p>保税蔵置場の被許可者は、日頃から、非違の発生防止に取り組んでいるほか、非違や事故に関する事後チェックを行い、適正な貨物管理に取り組んでいることから、税関に申し出て、再発防止を図ることを条件に、処分基準から除外</p>	

御意見の概要	御意見に対する財務省関税局の考え方
<p>するよう改定いただきたい。</p> <p>非違が故意に行われた場合、加算点数が倍の20点となるのは理解。</p> <p>被許可者から申し出があった場合、初回の非違の申し出については、処分点数をゼロとし、以降同様の非違の申し出に対しては、合計点数から2分の1減算することができるように改正すべき。</p> <p>ヒューマンエラー等に対して内部監査等にて非違を発見し、速やかに申し出たことに対し、評価をいただきたい。</p>	
<p>〔1点目〕</p> <p>関税法基本通達 48-1（保税蔵置場に対する処分の基準等）の(1)ハの(二)の改正に合わせて(ホ)のただし書き中、「過去にも同様の非違が行われた場合」を削除することが妥当。</p> <p>〔2点目〕</p> <p>関税法基本通達 48-1 の(2)のイの(ハ)のDのただし書き中、「過去にも同様の非違が行われた場合」を削除することが妥当。</p> <p>〔3点目〕</p> <p>今回の改正に関する関連法規のうち関税法基本通達 48-1 の別表1の2の⑥のかっこ書き中、「規程する場合」を「規定する場合」に修正。</p>	<p>〔1点目・2点目〕</p> <p>関税法基本通達 48-1(1)ハ(ホ)及び(2)のイの(ハ)のDの規定は、被許可者が非違に対する処分等を受けて、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のために講じた場合に適用することとしております。</p> <p>過去にも同様の非違が行われている場合、当該再発防止策の効果がなかったことによるため、同通達 48-1(1)ハ(二)の規定に合わせることは妥当でないと考えます。</p> <p>〔3点目〕</p> <p>当該箇所については「規定する場合」が正しく、添付した参照条文に誤記がございました。ご指摘ありがとうございます。</p>
<p>概ね反対ではないが、過去にも同様の非違が行われていた場合については、その悪質性、あるいは不適切性について、やや厳しく扱われるべきであるため、過去にも同様の非違が行われている場合には減算幅を少なく（3分の1、あるいは4分の1までの減算、等）する必要。</p>	<p>自主監査等により発覚した非違を税関へ申し出られる体制が整っていることを踏まえて、減算できる規定を設けております。</p> <p>なお、悪質性、不適切性を考慮する場合は別途、関税法基本通達 48-1(1)ハ(ロ)及び(ハ)に基づき点数を加算することとしており、処分の公平性が確保されているものと考えております。</p>